

平成28年5月9日

ガス事業法第37条の6の2ただし書後段の規定 による供給約款等以外の供給条件の認可について

九州経済産業局から、別添の事業者によるガス事業法第37条の6の2ただし書後段の規定による供給約款等以外の供給条件の認可申請（2件）に関する、ガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、いずれについても認可をすべきと考えられるため、別添の事業者についてそれぞれ別添の通り九州経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別添)

(ガス事業法第37条の6の2ただし書後段の規定による供給約款等以外の供給条件の認可申請を行った事業者及び回答)

- ・久留米ガス株式会社 (法人番号 7290001051593) 別紙
- ・大牟田ガスエネルギー株式会社 (法人番号 7290001054241) 別紙

(別紙)

経 済 産 業 省

官 印 省 略
2 0 1 6 0 5 0 9 九 州 第 5 号
平 成 2 8 年 5 月 9 日

九州経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第37条の6の2ただし書後段の規定による供給約款等
以外の供給条件の認可について（回答）

平成28年5月9日付け20160509九州第2号により貴職から当委員会に意見を求められたガス事業法第37条の6の2ただし書後段の規定による供給約款等以外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。

なお、本件の認可に当たっては、申請者からの申請書にある被災者からの申出があった場合に当該特別措置を適用するのみに留まらず、申請者から需要家に対し、当該特別措置の内容を周知するなどの今般の申請の趣旨を踏まえた配慮を行う旨伝えていただくようお願いします。